

# 議 事 録

1. 日 時 令和4年10月24日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

1 番 藤田 正子	2 番 藤田 哲夫	4 番 荻野 俊明
6 番 村上 和義	7 番 石井 義久	8 番 山渕 久司
9 番 大中 秋美	10 番 藤原 智	11 番 橋本 誠二
12 番 池田 賢治	13 番 住元 保	14 番 山本 建樹

以上 12名

4. 欠席委員

3 番 伊藤 能之

以上 1名

5. 出席推進委員

井上 廣文	立花 吉廣	田中 伸一
左海 みや子	山崎 由紀浩	

以上 5名

6. 事務局

藤田局長 岸本係長 泉係長 宮本事務職員

以上 4名

7. 議 事

議事内容

- 議案第36号 明石市農業委員会委員の欠員補充のこと
- 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
- 議案第38号 非農地証明願審議のこと
- 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと
- 報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
- 報告第28号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山渕会長が、議長に就任する —

山渕議長： ただ今から第29回明石市農業委員会を始めます。  
本題に入る前、事務局から皆様にご報告があります。

事務局長： 休職中の農業委員の藤井 克巳さんが先月の16日にご逝去されました。  
故人の冥福をお祈りして黙とうをいたしたいと思っておりますので、皆様ご起立をお願いいたします。

事務局長： 黙とう

— 1 分間 —

事務局長： お直りください。それでは、会長お願いいたします。

山渕議長： それでは、本日の出席委員数ですが、委員 13 名中、12 名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第 9 条第 2 項に規定する議事録署名人ですが、

7 番 石井 義久 委員

9 番 大中 秋美 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしく申し上げます。

— 議事録署名人に指名された 2 人の委員、了承する —

山渕議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が 4 件、報告が 2 件です。

はじめに「議案第 36 号 明石市農業委員会委員の欠員補充のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 今回の判断については、別に異論はありません。ただ今後のことで、選任するときの基準を決めておいた方がいいと思います。

事務局職員： 今回の議案にあたりまして、他市の取り扱いも参考にさせていただきました。今後のもともありますので、他市の取り扱いも参考にしながら、検討していきたいと思えます。

山渕議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、農業委員の欠員補充の要請は行わないこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第36号 明石市農業委員会委員の欠員補充のこと」は、本案のとおり決定しました。

山淵議長： 次に「議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。事務局、説明をお願いします。

事務局職員： 一 議案を朗読説明する 一

山淵議長： 今月は2件の申請がありました。  
先日の小委員会で現地調査をしていますので、1番の土地から報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、一番の土地について報告します。  
議案37号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調っており、先日の小委員会では、法3条第2項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山淵議長： 次に2番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地についてご報告します。  
議案37号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調っており、先日の小委員会では、法3条第2項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山淵議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山淵議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり一

山渕議長： 異議なしと認めます。  
よって、「議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長： 次に「議案第38号 非農地証明願審議のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月は1件の証明願がありました。  
先日の小委員会で、現地調査を行っていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。  
議案38号の1番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりです。現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は自動車専用道路等の出入口からの距離300メートル以内に該当するので、第3種農地です。  
現在の状況ですが、山林化していました。先日の小委員会では、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく願います。

山渕議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
当委員会で非農地と判断することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。  
よって、「議案第38号 非農地証明願審議のこと」は非農地と判断することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されていますが、1番については

藤原委員の関連議案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、藤原委員には退席していただき、採決を採りたいと思います。  
(藤原委員、議事参与の制限により退席する。退席を確認した後。)

山渕議長： それでは、1番について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
1番については本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山渕議長： 異議なしと認めます。  
よって「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の1番は、本案のとおり決定しました。  
藤原委員には着席していただきます。  
(藤原委員を事務局職員が呼びに行き、席に戻る。着席を確認した後。)

山渕議長： それでは、2番以降について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
2番以降について、本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山渕議長： 異議なしと認めます。  
よって「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の2番以降については、本案のとおり決定しました。

山渕議長： 次に、報告に移ります。  
「報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： ただ今、「報告第27号」「報告第28号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。  
これで、第29回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時31分 終了)

※ 小委員会 令和4年10月21日 午後1時30分～

・出席委員

山渕会長 山本職務代理者 藤田(正)委員 住元委員

・事務局

藤田局長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署 名 人 石 井 義 久

署 名 人 大 中 秋 美